

【市長コメント】

株式会社日本エコロジーの太陽光発電施設事業について

- ・私は「ノーモア メガソーラー宣言」において、自然環境と調和が成されない太陽光発電施設の設置を望まないという宣言を行い、また、市民の貴重な財産でもある釧路市の自然環境を次世代に継承していく必要があることなどから、9月定例会において、新たに「釧路市自然と太陽光発電施設の調和に関する条例」を制定いたしました。
- ・これまで、同社に対しましては、法令の遵守とともに、自然環境との調和を図ることを求めてきたものの、森林法や盛土規制法、土壤汚染法に係る違反事実が確認されていることから、あらためて法令遵守の徹底を求めてきたところであります。
- ・釧路市指定天然記念物キタサンショウウオ保護に関しましては、釧路市文化財保護条例に基づき、調査手法を明示するなど再三にわたって本種の保存に及ぼす影響の評価が可能となるよう適正な調査等の要請を重ねてまいりましたが、これに応じることなく着工が宣言され、現時点においては、こうした適正な調査等が行われていない中で、工事着手とみられる行為がキタサンショウウオの複数の生息適地において開始されるとともに、複数の生息地においても開始が予定されていることは極めて遺憾であります。
- ・釧路市文化財保護条例第9条第1項に基づき、あらかじめ釧路市教育委員会の許可を受ける必要があるにもかかわらず、この許可申請がなされていないことから、本日付文書にて事業者に対して許可申請をするよう指導するとともに、許可までの間、キタサンショウウオの保存に万全を期す観点から、当該土地における工事等の事業を行わないよう強く申し入れをいたしました。
- ・必要な許可を得ずに作業を行うことは悪質な行為であると言わざるを得なく、あらためて事業者には法令遵守の徹底を求めてまいる所存であります。

令和7年12月24日
釧路市長 鶴間 秀典